

市町村自転車活用推進計画の策定について

○ 趣 旨

本市における市町村自転車活用推進計画の策定について協議するもの

1 自転車活用推進計画について

(1) 法における自転車活用推進計画

平成28年12月 自転車活用推進法の成立（議員立法）

⇒法第9条 国が自転車活用推進計画を定めることを規定

法第10条・11条 都道府県・市町村が地方版自転車活用推進計画の策定に努めることを規定

平成29年5月 自転車活用推進法の施行

自転車活用推進本部発足（本部長：国土交通大臣）

平成30年6月 自転車活用推進計画策定（自転車活用推進本部）

8月 地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）の策定
（自転車活用推進本部）

⇒・国の推進計画を勘案する必要がある

・自転車に関する既存計画と整合させる必要がある

・策定にあたってはパブリックコメントなどにより住民等の
意見を反映することが必要である など

(2) 県の策定状況

平成30年度 県自転車活用推進計画策定に係るWG実施

平成31年度 計画策定予定

(3) 市町村自転車活用推進計画

・法に基づく計画を早期に策定することで、自転車施策に積極的に取り組んでいることを全国にPRできる。

・推進計画に位置付けた自転車ネットワーク計画に基づく自転車走行空間整備については、国土交通省からの交付金重点配分の対象となることから、より着実に整備距離を延伸することができる。

2 本市の市町村自転車活用推進計画について（別紙2 別紙3参照）

全国に誇れる「自転車のまち宇都宮」の実現を目指すため、市町村自転車活用推進計画を策定する。

策定にあたっては、本市の「宇都宮市自転車のまち推進計画後期計画（H28.3）」は、地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）に定められた規定に適合していることから、この計画を法に基づく市町村自転車活用推進計画として位置付ける。

3 公表

市ホームページにおいて、「宇都宮市自転車のまち推進計画」を一部修正した上で、法に基づく市町村自転車活用推進計画を策定したことを公表する。

＜修正案＞ 別紙4参照

- ・計画名のサブタイトルとして「宇都宮市自転車活用推進計画」を追加する
- ・計画書内の第1章 計画の概要（P1~3）を法定計画として修正する

4 スケジュール（案）

＜市町村自転車活用推進計画の策定＞

平成31年3月末 国（自転車活用推進本部）へ報告
「宇都宮市自転車活用推進計画」策定の公表

＜自転車のまち推進計画の改定＞

平成31年度 「宇都宮市自転車のまち推進計画後期計画」改定基礎調査実施
平成32(2020)年度 「宇都宮市自転車のまち推進計画後期計画」改定
平成33(2021)年3月 「(仮称)第2次自転車のまち推進計画」策定